

「（仮称）水源の保全に関する条例」の考え方と方向性に対するパブリックコメント（回答）

項目	意見数	意見	回答
① 条例の型	24	<p>「立地規制型」及び「排出規制型」及び「環境配慮型」の3つの混合タイプの条例を求めます。</p> <p>「立地規制型」の要素を入れるべきです。「排出規制型」や「環境配慮型」のみでは条例としては弱く、不良業者に入る余地を与えることとなります。設置許可については、市議会の承認を必要とする形式が良いと考えます。</p> <p>立地規制で、三原市民の水や暮らしを先の代まで続くよう守ってください。</p> <p>水源保護地域での開発行為、地盤の不安定な場所へ建設している事へ対して、「立地規制型」も加えて欲しい。</p> <p>アジャイル型で対応すべき。現在すでに問題が発生している産廃処分場に急ぎ対応できるよう条例制定を行い、市民の理解・行政の余力を広げながら順次その他の施設等への対応を広げるのが良い。</p>	<p>(1)立地規制型の条例制定について 憲法第94条では「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」、また、地方自治法第14条では「普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務（地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの）に関し、条例を制定することができる。」と規定されています。 産業廃棄物最終処分場の設置については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）において設置許可やその手続等及びその執行者（都道府県知事）が規定されており、公共用水域等への排水水については、水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）において、排水水の規制基準が定められている中、本市において条例によりこれらの法律に規定する事項に抵触する可能性のある立地規制や排出規制を行うことは、法令遵守の立場から困難と考えています。</p> <p>(2)水源保護地域における開発行為、地盤の不安定な場所への建設を規制することについて 水源の保全とは目的は違いますが、開発行為等については、都市計画法に基づく開発許可制度、森林法に基づく林地開発許可制度等があり、産業廃棄物最終処分場の設置等に当たっては、該当するこれら他法令の許可も必要となります。このため、前記（1）と同様に、市の条例において関係法令に抵触する可能性のある立地規制を行うことは、法令遵守の立場から困難と考えています。</p> <p>(3)設置許可に係る市議会の承認について 前述の通り市の条例により産廃処分場の立地を規制することは困難であることから、産業廃棄物最終処分場の設置許可に係る議会の承認は想定していません。</p> <p>(4)アジャイル型での対応について 本条例の対象施設に産業廃棄物最終処分場を明記します。その他の施設等へ対応を広げていくことについては、今後の参考とさせていただきます。</p>
② 条例を適用する地域	12	<p>立地の対象を市内全域としている点はよいのですが、さらに、沼田川と支流の水源を重要地域として指定規制すべきです。</p> <p>条例を適用する地域は市内全体とし、特に沼田川と支流の水源を重要地域と規制すべきです。</p> <p>水道用の水源だけでなく、公共水道のない地域は地下水にも、農業用水にも適応すべき。</p> <p>関係地域指定には、町内会の意見聴取と市議会承認を必要とする。</p>	<p>本市における水道事業は、市内の広い範囲で運営されていること及び条例の対象とする水源の範囲を水道水源のほか、農業用水や飲用井戸も含める必要があると考え、市全域を対象にすべきと考えています。 なお、関係地域の指定については、事業計画書に基づき、専門家や周辺住民などへ必要に応じて意見の照会を実施したいと考えています。 関係地域の指定にかかる議会の承認については、地方自治法において市議会の議決（承認）事項が列挙される形で規定されていること、一般的な自治事務について議会の議決をもとめることは事務の遅延につながるおそれがあること、及び特定施設の建設により影響する範囲を専門的な知見で判断する必要があることから、議会の承認を得ることは適さないと考えています。</p>

「（仮称）水源の保全に関する条例」の考え方と方向性に対するパブリックコメント（回答）

項目	意見数	意見	回答
③ 対象事業	19	<p>既存施設に対しても、申請認可された事業内容の変更があった場合、汚染を生じた場合には条例の適用をするべきです。</p> <p>対象事業の選定については適正かつ慎重に行うために、市議会議員と有識者を加えた第三者委員会等（利害関係者を含まない）を設置し、市議会にて決定するのがよいのではないのでしょうか。</p> <p>対象事業はすべて汚染が生じた場合条例を適用すべきです。</p> <p>計画施設、既存施設を問わず汚染を生じさせた場合は、この条例を適用できるようにすること。</p> <p>水源を汚染する恐れのある事業者として、産廃処分場を明記すべきです。</p>	<p>この条例は、特定施設の設置前における環境配慮手続や、施設建設後の排水に係る排出目標を定めるものです。この特定施設には、この条例の施行前に設置された施設もあることから、これらの施設については事業計画書の届出や住民説明会の開催など一部の手続は適用しないこととしますが、排水にかかる排出目標の遵守は適用となります。また、条例施行後に既存施設の大規模な改修等を行う場合は、事業計画書の届出のほか、必要な環境配慮手続は適用することとします。</p> <p>なお、対象事業は条例に規定することとなるため、三原市議会で審議のうえ議決を得るものとなります。</p>
④ 排水目標	5	<p>排水目標の設定は、水濁法及びその他の関係規定の排水基準のより厳しい基準を適用すること。</p> <p>市として独自の基準を設け規制をしていくことが必要である。市として最大限の権能を發揮するための条例が必要である。</p> <p>1ヶ月汚染物質、有害物質の総量を基に排出量に上限を設ける。</p> <p>地中に浸透しないように対策を義務化する。</p>	<p>①(1)のとおり、条例により水濁法等の排出基準を超える規制を行うことは困難であり、加えて市が独自の排出基準を設定するための根拠を示すことは困難です。このため、水濁法等の排水基準に準じた排出目標を設定するものです。</p>
⑤ 届出等	21	<p>規模に関係なく必ず届け出を義務付け、既設の施設に対しても事業内容の変更がある場合は届け出を義務付け、汚染を生じた場合は即時操業を停止し、条例を適用し、原因の究明及び改善策を届け出、再度住民への説明、保障と新たに住民の同意と市の許可を必須とすべきです。</p> <p>小規模な計画変更や改修や拡張も届け出対象にすべきです。</p> <p>小規模な計画変更や改修や拡張も届け出対象にし、許可や承認の行政処分ができるようにしてください。</p> <p>届出は、その対象を設置及び計画変更や大規模改修等を行う場合とされていますが、改修の規模を規定すべきではないと考えます。大規模改修の定義が明確でなく、小規模を複数回に渡り行う場合、届出が不要となり、結果、大規模改修の定義以上の規模になる可能性があります。また、届出の内容の良悪を的確に判断できる有識者による審査が必要ではないのでしょうか。</p> <p>「大規模改修」に限らず、「小規模な計画変更や改修も届け出対象にすべき」です。</p> <p>大規模改修を行う場合とあるが、小規模でも影響ある時もありえる、小規模の繰り返して大規模に近くなっていく。</p> <p>市民への周知・説明責任を果たしたことを証する「市民同意」を示すものの提出がぜひとも必要です。</p> <p>小規模拡張を繰り返せば大規模になる。行政処分又は許可ができない仕組みが必要。</p> <p>建設申請は、建設計画の事前段階で、広島県より先に、「三原市に事前協議する」ことを義務付けるべきです。建設申請の条件に、「三原市の同意」と「住民の同意」が必要であることを条件として加えるべきです。</p>	<p>特定施設の設置に当たっては、施設の規模にかかわらず届出を義務付けします。また、既存施設の計画変更や大規模な改修を行う場合も変更の届出を義務付けるものとし、変更の内容が軽微な場合は、その変更の内容を踏まえ、事業計画説明会の開催等環境配慮手続の一部又は全部を省略することができるとするものです。なお、この場合の軽微な変更については、規則等において一定の基準を定めることを検討しています。</p> <p>また、届出の時期については、水濁法等関係法令に基づく届出の時期に合わせることで、関係機関と連携した取組を可能とし、より適正かつ実行性のある指導等の実施ができるとともに、特定事業者の事務手続に係る負担の軽減も図られるものと考えます。</p> <p>なお、各種法令に基づく許可申請や届出に当たり、条例に基づき「三原市の同意」や「住民の同意」を条件として付すことは、関係法令に抵触する可能性があるため困難と考えます。</p>

「（仮称）水源の保全に関する条例」の考え方と方向性に対するパブリックコメント（回答）

項目	意見数	意見	回答
⑥ 事業計画説明会の開催	35	<p>事業計画説明会の開催については市が必要と認めただけでは不十分です。住民からの説明会等の要請があった場合は説明会の開催を義務付けること。</p> <p>〈市が必要と判断した場合に事業者に開催を求める〉とありますが、「市民の求めがあった場合」も加えなければなりません。</p> <p>事業者が説明会を行うことを必須として規定したうえで、その取り組み状況を市として評価するものとするべき。</p> <p>住民合意で事業を進めるのを条件に入れてほしい。</p> <p>建設計画がある場合は、近隣住民のみならず、市民や、市議会などにきちんと説明し、議論すること。</p> <p>市民の不安を払拭し、理解を得るためにも、ぜひとも「市民の求めがあった場合」も加えてください。</p> <p>第三者委員会等を加えるべきではないでしょうか。</p> <p>環境汚染、公害被害を受ける立場の住民を保護するためには、市民の求めのある場合には、三原市は事業者に対して「関係する市民・三原市・事業者の三者会合」を申し入れることを明記すべきである。</p> <p>民意や議会意見を反映する仕組みを設けること。県の許可事項、現地調査には三原市も立ち合い、結果を市議会にも報告すること。なお、設置許可にあたっては、説明会の開催を保障し、利害関係住民の理解を得ること。</p> <p>市議会や市民からの求めがあった場合を加えること。</p> <p>増設、延長申請等については、生活環境調査、地元説明会を再度行うことを必要とする。</p> <p>設置許可については、説明会の開催を保障し、利害関係住民の理解を図る。</p>	<p>特定施設の設置・変更に係る地域住民との合意形成を図り、後の紛争を防ぐためには、事業実施前に事業計画説明会の開催を義務付ける必要があると考えています。ただし、この条例における特定施設には多様な業種が該当する可能性があるため、事業計画の内容等を踏まえ、例外として、事業計画説明会等の環境配慮手続の一部又は全部を省略することができるようにしたいと考えています。この例外の運用に当たっては、関係地域への意見聴取など適正な運用に努める必要があると考えています。</p> <p>また、特定事業者には事業計画説明会等の開催状況について、事後速やかに報告を求めることとし、合わせて関係住民には事業計画に対する意見書を提出する機会を設け、特定事業者はこの意見に対する見解を示すことを義務付けたいと考えています。</p> <p>なお、関係法令等に基づく広島県の許可等の事務については、本市が条例に基づき関与することはできないと考えます。</p> <p>事業計画の内容の確認等水源の保全に関する重要事項について意見を聴取するため、法律や水質等に係る専門知識を有する者で構成する組織の設置を条例案に反映するよう考えています。</p>
⑦ 協定の締結	23	<p>必ず「住民と市、業者」による3者間の協定締結を求めます。</p> <p>必ず住民と事業者、もしくは住民と事業者と市の住民合意をとることを必須とするような内容が必要だと思います。</p> <p>「生活環境保全条例の締結を求める」ではなく、「締結しなければならない」とすべき。</p> <p>条文に、「産業廃棄物処理施設の建設など、住民に大きな影響を与えるときは、市、地域住民、業者の三者で協定を締結すること」を明記すること。</p> <p>事業者と市は、住民の同意をとり、協定締結を義務化。</p>	<p>環境保全に係る協定については、特定施設設置に係る地域住民と特定事業者の合意形成を図り、後の紛争を防ぐために有効であると考えますが、本条例における特定施設には多様な業種が該当する可能性があることから、全ての特定事業について協定の締結を求めるものとはせず、事業計画の内容等を確認し、必要があると判断した場合は特定事業者及び関係住民に対し協定の締結を求めていきたいと考えています。</p> <p>なお、特定施設周辺の環境保全に関し、後の紛争を防ぐためには、関係住民と特定事業者の合意形成が必要と考えるため、関係住民と特定事業者の間での協定締結を基本としますが、紛争の予防に向け関係住民と特定事業者の合意形成に資すると判断した場合は、市も当該協定に参加できることを条例案に反映するよう考えています。</p>

「（仮称）水源の保全に関する条例」の考え方と方向性に対するパブリックコメント（回答）

項目	意見数	意見	回答	
⑧	報告、検査等	45	<p>汚染されていないかどうかを常に調査し、住民に報告すること、立入検査は抜き打ちで強制的に行うことなど、行政が責任をもって監視し続けることを盛り込んでほしい。</p> <p>条例の制定にあたっては、「事業者の任意の協力のもと」ではなく、抜き打ちの立ち入り検査が必要だと考えます。</p> <p>三原市が主体的に動くためにも、「報告を求めること、立ち入り検査を強制的に実施できること」をぜひ入れてください。</p> <p>報告、検査等は市が報告を求めること、立ち入り検査を強制的に実施できるようにすることを条例に入れるよう求めます。</p> <p>定期的に抜き打ちで検査してもらい、水質や土壌の安全を確保して欲しい。</p> <p>既存施設で水質汚染問題が発生した場合には、当該企業に対して事業の中止・点検もしくは立ち入り検査を求めるのは当然である。</p> <p>「事業者の任意の協力のもと」を削除する。</p> <p>市民の命を守る立場の市が、「事業者の任意の協力のもと」では納得できない。検査には、第三者を立ち会えるようにする。</p> <p>市が必要と判断した場合は強制的に立ち入り検査できるようにすること。また、検査結果は速やかに公開すること。</p> <p>法令順守が行われているか定期的な監視を行い、法令順守が行われていない場合はホームページにて公開する。</p> <p>国の基準に基づき有害項目、COD、BOD、PHを測定しホームページで公開する。</p> <p>汚染が認められた場合は、被害の状況を調査し、被害や被害のおそれのある場合は、公害認定と救済を行う。</p> <p>運び込まれた産業廃棄物に違反はないか抜き打ちで検査する。</p> <p>放射性物質の混入もないか確認する。</p> <p>事業者からの排水調査は抜き打ちで実施する。</p> <p>検査の回数を増やす。</p> <p>業者への任意の協力を求めることや、県との連携ではなく独自の権限が必要。</p>	<p>特定施設への立入検査については、強制調査を行う場合は、憲法第35条の規定があることから、裁判所の令状が必要であり、十分な根拠を示す必要があると考えます。</p> <p>このため、廃掃法を含め多くの法令等では、立入調査を拒否した場合の罰則規定を設け、間接的に立入調査の受諾を強制するものとなっており、この場合においても相手方の意思に反して立入ることは違法行為になると考えます。</p> <p>このような状況はありますが、この条例の目的を達成するため、可能な限りの取組を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、特定施設周辺の公共用水域等における水質検査については、水質の汚濁又は汚濁のおそれがあると認められる場合は、必要に応じて頻度、検査内容、結果の公表などについて検討し実施する必要があると考えています。</p>

「(仮称) 水源の保全に関する条例」の考え方と方向性に対するパブリックコメント (回答)

項目	意見数	意見	回答
⑨ 行政手続等	14	<p>有害物質等を排出または排出の恐れがあると判断した場合には、行政指導や所管官庁との連携とともに、直ちに地元住民の代表に連絡することを追加してください。</p> <p>このままでは、三原市が恐れがあると判断しても改善命令や中止命令が出せないことで、被害が拡大する可能性があります。被害が拡大した責任を三原市が負うことになりませんか(恐れがあると判断したのに中止せずに被害を拡大した責任)? 所轄官庁と連携し三原市の判断で速やかに改善命令や中止命令を発令できるようにすべきです。</p> <p>水質汚染が認められた場合は、ただちに地元関係地域住民や利害関係者に対して情報共有の場を設ける。</p> <p>停止処分等の行政指導を受けた場合については、再開にあたって市議会承認を必要とする。</p> <p>汚染が認められた場合は、公害対策審議会と住民救済窓口を設置する。</p>	<p>市は、関係地域の生活環境の保全に関し、排出目標を超える排出水を公共用水域に排水するなどの事実を確認した場合は、専門的な知見を有する者の意見も踏まえ、条例に基づき特定事業者に対し指導等を行うこととし、市民の生命や健康に影響があると判断した場合は、注意喚起のための情報提供等必要な措置を適宜行いたいと考えています。</p>
⑩ 罰則規定等	48	<p>罰則規定のないものでは、住民の水、暮らし、命を守ることはできません。</p> <p>罰則規定を設けるには長期間を要するとありますが、先ず条例を制定しその後追加することも可能ではないでしょうか。罰則が無ければ、いくら行政指導をしても効果が無いと思います。</p> <p>罰則規定は、実効性あるものにするためには、ぜひとも必要です。三原市の豊かな水源を守るためにも厳正な措置が講じられるべきだと考えます。</p> <p>条例において罰則や秩序罰は設けないとありますが、指導の内容や事業名称公表では市民の水・命・暮らしは守れません。罰則は必要です。</p> <p>市は事業者に対して罰則を求める。被害者訴訟ではなく、市がその責任を負う。</p> <p>定期的に監視を行い、法令順守が行われているか、いない場合にはホームページにて業者名を公開する。</p> <p>有害物質等を排出又は排出する恐れがある場合は事業者により行政指導を行い、従わない場合は厳しい罰則規定を設けて、罰する規定が絶対に必要である。条例を守らない事業者には厳しい罰を課す条例でなければ効果のない、形だけの条例になってしまう。</p> <p>汚染が出た時の規制や罰則、住民への対応する規則がない。</p> <p>水質改善にかかる費用、住民への補償、調査費用の着手、支払いに応じなかった場合の罰則</p> <p>違反や汚染が確認された場合の罰則</p>	<p>罰則を設けることで、条例の目的を達成するための抑止効果があると考えます。</p> <p>行政上の義務違反に対して科される罰(行政罰)には、刑法で定められた刑(例:懲役、罰金、科料)を科す行政刑罰と刑法で定められていない制裁を科す秩序罰(例:過料)に分けられます。</p> <p>このような行政刑罰は、条例により規定することは可能ですが、この条例の対象となる特定事業のほとんどは、罰則を規定する水濁法及び廃掃法の適用を受けるものであるため、条例の目的を達成するための抑止効果も図られていると考えます。</p> <p>このため、条例においては、罰則規定を設けないこととしますが、市が条例に基づき実施する行政指導に正当な理由なく従わない場合は、その旨を関係住民への注意喚起を図ることを目的に公表できることを規定することにより、一定の抑止効果も生じるものと考えています。</p> <p>今後、条例を施行する中で、本市の水源の保全を図るための施策の検討に合わせて罰則規定等の設置についても検討したいと考えています。</p>

「（仮称）水源の保全に関する条例」の考え方と方向性に対するパブリックコメント（回答）

項目	意見数	意見	回答
⑪ 適用除外	26	<p>「既存施設に対しても、申請認可された事業内容の変更があった場合、汚染を生じた場合」には条例の適用をするとすべきです。</p> <p>新設の事業所だけでなく、既存の事業所も条例の対象にしてもらいたいです。</p> <p>条例制定以前の事業者も規制の対象とする。</p> <p>大規模、小規模に係わらず、環境に影響する可能性のある全ての変更について条例の適応、環境アセスメントが必要かと思慮します。</p>	<p>条例の対象となる特定施設の中には、条例施行時に既に稼働している施設もあることから、既存特定施設については、事業計画書の届出や事業計画説明会の開催など一部の手続について条例を適用しないこととしますが、条例施行後における構造又は設備等の大規模な変更を行う場合は、これらの手続を適用する必要があると考えています。</p> <p>なお、条例施行後においては、既存特定施設についても排出目標の遵守はもとより、行政指導等の規定は適用する必要があると考えています。</p>
⑫ その他	1	<p>方向性の欄に「市が必要とした」「市は条例に基づき」という文言があるが、みはらし環境会議という市、市民団体、事業者などが日頃から環境についての考えを交換する組織があるのだから、それらを正当に機能させて行政と市民一体となって三原市がより良い水質環境を保てるような方向性にしてほしい。</p>	<p>条例において、市の責務として水源の保全に関する必要な施策を実施することなどを規定することを考えており、この必要な施策の検討を進める中で、みはらし環境会議の意見を聴取するなど、行政と市民が一体となった取組を進めていきたいと考えています。</p>
⑬ その他	1	<p>三原市が竹原市や周辺の市町を巻き込んでこの取組を進めてください。</p>	<p>条例には、国や県、隣接する地方公共団体に対し、水源の保全に関し必要な施策を講じるよう要請できることを規定することを考えており、本市の水源の保全を図るため、これらの行政機関と連携した取組を進めていきたいと考えています。</p>
⑭ その他	1	<p>市の権限を強化し、悪質な企業等を排除して住民の安全を回復できるような条例内容を求めます。</p>	<p>法令遵守の観点から、関係法令に抵触する可能性のある規制を設けることは困難であると考えますが、この条例の目的は、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止し、水質を保全することで市民の生命及び健康を守り、良好な水源を将来の世代に引き継ぐこと及び関係住民と特定事業者の間の紛争を防ぐとともに、特定施設の環境に配慮した設置や適正な運営を図っていくこととし、この目的の達成に向け取組を進めていきたいと考えています。</p>
⑮ その他	1	<p>三原市は事業者サイドに立つのではなく、市民の水・いのち・安心安全な暮らしを守るための実効性のある条例を策定してください。</p>	<p>法令遵守の観点から、関係法令に抵触する可能性がある規制を設けることはできませんが、条例により、市が主体的に取り組むことが可能となることから、本市の水源の保全を図ってまいります。</p>
⑯ その他	1	<p>水道水源保護条例の名称にしてください。保全の考え方では実効性が弱いです。</p>	<p>条例の名称については、現在検討中ですが、参考とさせていただきます。</p>

「（仮称）水源の保全に関する条例」の考え方と方向性に対するパブリックコメント（回答）

項目	意見数	意見	回答
⑰	その他 1	<p>市民が求めて制定される条例である以上、中身においても市民の声が反映されるものでなくては意味がありません。</p> <p>時代とともに生活形態や産廃物の変化に適応した規制が未整備であり、市としては、新たな視点での独自規則を作る必要がある。</p> <p>市の姿勢としては、業者と住民の民間での紛争解決として中立に立つのではなく、利益を得るもしくは、汚染する可能性のある事業者側に立ち判断するのではなく、環境汚染や公害被害を受ける住民の立場を保護する立場に立たなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民意や議会意見を反映する仕組みがない。 ・最高法規に明記されている「基本的人権」に基づく、「生存権」「浄水享受権」「平穏生活権」などの住民側の権利を保障する法や権利、「水道法」等を根拠に含めていない。 ・林地開発、盛土規制法に関する市の許可判断においては、市議会承認を必要とする。 ・特定産廃の持ち込みについては、市議会承認を必要とする。 ・県の許可事項、現地調査には市も立ち合い議会へ報告する。 ・市管轄の河川においては、利害関係者の同意を必要とし、県河川においても同様に県が同意を取ったか確認を行う。 ・設置許可にあたっては、関係地域内にある水道水源、井戸、河川、農業取水口、漁業への汚染の可能性の有無の調査を必要とする。 ・市は汚染を排出する可能性のある事業活動に対しては、汚染を受ける住民の立場において判断を行う。 ・放射性廃棄物については、国の指定する12都県の産廃物の持ち込みは禁止とする。 ・県外産廃の持ち込みを禁止する。 	<p>本市で検討している条例は、立地や排水を規制するものではなく、排出目標を設定し、行政指導の範囲で水源を保全するという行政目的を図っていくものとしています。</p> <p>法令遵守の観点から、関係法令に抵触する可能性のある厳しい規制を設けることはできませんが、条例を定めることで本市の水源保全に係る意思を示すものであると考えています。</p> <p>また、これまでは関係法令等に基づき、所管官庁と連携した取組の中で、補助的に課題解決に向けた取組を行っていましたが、条例制定により行政指導の範囲にはなりますが、市が主体的に取り組むことが可能となります。</p> <p>引き続き、本市の取組を進めるとともに関係機関と連携することで、本市の水源の保全を図りたいと考えています。</p> <p>なお、市議会承認については、地方自治法において市議会の議決（承認）事項が列挙される形で規定されており、御意見の個別の地域指定や許可判断などについて、議会の承認を得ることは適さないと認識しています。</p> <p>県外産業廃棄物の搬入を規制することについては、この条例は本市の水源の保全を図るものであり、産業廃棄物最終処分場に搬入される産業廃棄物は県内県外を問わず適正に処理される必要があることから、県外からの産業廃棄物を限定して搬入を規制することは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、県外からの産業廃棄物の搬入については、広島県が県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱を定め、排出事業者には事前協議を義務付けており、審査のうえ、排出される廃棄物の適正処理が図られると認められた場合は通知を行うこととされており、この通知の後でなければ県内へ搬入できないこととされています。</p>
⑱	その他 1	<ul style="list-style-type: none"> ・目的は以下と当方は認識しておりますが、市役所の考えをお聞かせ下さい。 <p>本郷処分場から排出されている汚水を止めること、なし崩し的に本郷処分場が拡張されないようにすること、三原市の子ども達に美しい三原を残していくこと、業者不在となった場合に三原市の財源で何かしらの対応をせざるを得ないようにしないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定型産業廃棄物業者が含まれていない理由は何でしょうか？広島県に条例に含めるよう速やかに要望するべきではないでしょうか？ ・関係者を広げることで条例制定が遅延したり廃案になってしまうことを鑑み、制定ステップを分割して進めた方がよいと思慮します。 ・許可や承認などの行政処分が三原市で実施出来なければ、現在発生している本郷処分場の問題は再発する可能性を否定できません。三原市でも行政処分が出来る条例を目指すべきです。但し、本件で条例制定が遅延したり廃案になってしまうことを鑑み、届け出についても制定ステップを分割して進めた方がよいと思慮します。 ・名称を公表されても事業者への影響は限定的です（事業者名の変更などでロンダリング可能です）。罰則や秩序罰が必要かと思慮します。但し、条例制定に協議時間が必要なのは本末転倒ですので、本件もステップを分割して進めるべきではないでしょうか？ 	<p>対象事業として、産業廃棄物最終処分場を明記する予定です。</p> <p>また、対象施設は、水濁法に規定する特定施設を基本としていることから、条例で規定するほとんどの対象施設は水濁法の罰則の対象となります。同様に、条例の対象施設とする産業廃棄物最終処分場についても、廃掃法に罰則規定が設けられています。</p> <p>関係法令において、すでに罰則規定が設けられていることを踏まえ、本市の条例においては罰則規定は規定しないという考えに至ったものです。</p> <p>なお、制定ステップの分割等の手法については、今後の参考とさせていただきます。</p>
⑲	その他 1	<p>条例の中では、住民に現状を知らせることを義務付けること。</p>	<p>市による住民への連絡は、実際の運用の中で行うことが可能と考えます。</p>
⑳	その他 1	<p>地域の水源を守り、人々の暮らしを壊さないという目的で条例を制定するのなら、沢山の色々な立場の市民、法の専門家、環境の専門家の意見を聞き、検討、決定するのが望ましいと考える。</p>	<p>条例制定に向けては、パブリックコメントによる広い意見の募集のほか、弁護士への相談や市民との意見交換を実施し検討を進めてきたところです。</p>
21	その他 1	<p>処分業者に対して将来にわたって適切な処分をさせる。又、適切な処分、管理ができないのであれば許可を取り消す等、将来にわたって市民の安全、安心な生活を守る為にも市民の声がしっかり反映できる条例にすべき。</p>	<p>産業廃棄物最終処分場については、廃掃法により許可権者が規定されており、本市が条例で許可の取消等を規定することはできません。</p>

「（仮称）水源の保全に関する条例」の考え方と方向性に対するパブリックコメント（回答）

項目	意見数	意見	回答
22	1	水源保全等に係る条例の制定に際して下記の事項をご検討していただきたく存じます。 ・排水、事業の停止の権限を三原市が持つ。 ・水質改善にかかる費用、補償など事業所が負担することを明記 ・調査費用を事業者に請求できる権利 ・調査会社が中立であるように規則を設ける。	この条例において、特定施設に対する排水や事業の停止を規定することは、水濁法や廃掃法に抵触する可能性があるため、困難であると考えます。 また、水質改善に係る費用や補償については、条例に規定がなくとも、原因者が特定された場合、原因者が負担すべきものと考えます。 ご意見の中の調査会社とは、水質検査等を行う事業者であると解しますが、市が水質検査を委託する事業者については、国家資格である環境計量士による検査を実施する予定であり、これにより公平中立な水質検査が実施できると考えています。
23	1	一刻も早い「水源地保護条例」の制定を求めます。	条例案は、令和6年6月の三原市議会定例会に上程する予定としております。また、条例に規定する特定事業者には既存の事業者も含まれることから、一定の周知期間を設け、令和6年10月の施行を予定しています。
計	284		